

# ○社会福祉法人東員町社会福祉協議会定款施行細則

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この細則は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款に定めるものほか、本会定款第49条の規定により、法人の管理、運営及び業務の執行について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 理事会及び評議員会

(召集)

**第2条** 定例の理事会及び評議員会は、毎事業年度開始前及び終了後、それぞれ開催しなければならない。

- 2 会長が必要と認めたときは、臨時に理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 前2項の理事会及び評議員会を招集するときは、召集の日時・場所及び会議に付議すべき事項を示して、招集日の5日前までに書面でもって通知しなければならない。

(開会)

**第3条** 理事会においては、会長が召集日の定刻に至り、定款に定めた理事会の成立の定足数に達したことを確認の上開会を宣するものとする。

- 2 評議員会においても前項に準じ開会する。

(提案)

**第4条** 理事会及び評議員会において、議長は議事の進行を円滑にするため、提出議案の説明を本会担当職員にさせることができる。

(議事録)

**第5条** 評議員会において、議長は議事の経過を記録するため議事録を作成の上署名者2名を指名して議長とともに署名又は記名押印を求め、保存しなければならない。

- 2 理事会において、議長は議事の経過を記録するため議事録を作成の上、監事は会長とともに署名又は記名押印し、保存しなければならない。
- 3 前2項の規定による議事録には、開催の日時、場所、出席者の氏名、提出議案の議題、提案に対する協議経過の概要及び賛否議決の結果を記載しておかなければならぬ。

## 第3章 監事

(監査報告書の作成)

**第6条** 監事は、社会福祉法第45条の18及び本会定款第22条の規定により、その職務を行ったときは、監査の日時及び意見を付した監査報告書を作成し、署名又は記名押印の上、会長に提出しなければならない。

## **第4章 理事・監事の選任**

(理事・監事の選任)

**第7条** 評議員会において選任された役員となるべき者は、就任前に就任承諾書及び履歴書を会長に提出しなければならない。

(補欠選任の手続き)

**第8条** 理事及び監事が役職の任期等により欠員となった場合の補欠の選任については、前条の規定を準用する。

## **第5章 評議員の選任**

(評議員の選任)

**第9条** 評議員会選任・解任委員会において選任された評議員となるべき者は、就任の前に就任承諾書及び履歴書を会長に提出しなければならない。

(補欠選任の手続き)

**第10条** 評議員が役職の任期等により欠員となった場合の補欠の選任については、前条の規定を準用する。

## **第6章 事務執行**

(事務の専決)

**第11条** 本会定款27条に規定された会長が専決する日常の業務については、次のとおりとする。

- (1) 法人業務の基本に関すること。
- (2) 理事会及び評議員会の招集、議案の提出に関すること。
- (3) 規程及び規則等の制定、改廃に関すること。
- (4) 予算の編成及び決算の調整に関すること。
- (5) 予算の流用及び予備費の充用に関すること。
- (6) 公示及び公告に関すること。
- (7) 寄附金の受入れに関すること。
- (8) 各規程に基づく委員の選任に関すること。
- (9) 債権の免除又は効力の変更に関すること
- (10) 職員の人事及び任免に関すること。
- (11) 職員の労務管理及び福利厚生に関すること。
- (12) 官公庁に対する許認可申請及び届出に関すること。
- (13) 固定資産の取得及び処分に関すること。
- (14) 建設工事等の請負契約又は委託契約に関すること。

## **第7章 補則**

(補則)

**第12条** 定款第7条（評議員の選任及び解任）、定款第19条（役員の選任）、定款第25条（役員等の報酬等）、定款第32条（会員）、定款第34条（事務局及び職員）及び定款第41条（会計処理の基準）に規定する事項は、それぞれ別に定める。

### **附 則**

この細則は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

### **附 則**

この細則は、平成24年5月21日から施行する。

### **附 則**

この細則は、平成27年5月25日から施行する。

### **附 則**

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

### **附 則**

この細則は、令和6年12月18日から施行する。